

(1) 市長の政治姿勢について

①被爆70周年 核兵器廃絶の取り組みについてうかがいます。

広島・長崎への原爆投下から70年の4月、ニューヨークの国連本部で開かれていた第9回再検討会議は、最終日の22日、全体総会で最終文書案の採決を行いました。アメリカ、イギリス、カナダが反対し、最終文書を採択できずに閉幕しました。

市長は、15日の議会開会日、NPT再検討会議で最終文書を採択できず閉会したことに対して、「残念な思い」を表明されるとともに、ふくやまピース・ラボなどの取り組みや原爆・福山空襲体験の伝承事業などを積み重ね、戦争のない平和な社会の実現に向け、恒久平和を希求する人々の輪を広げたいとの表明をされました。高く評価するものです。

最終文書は採択されませんでした。東南アジア諸国連合を代表したミャンマーの「今回の会議で行われた努力がここで終わるものではない」、アイルランドの「市民社会を含めて核兵器の非人道性の議論へ強い支持があり、再検討会議の議論の基調を大きく変えた。これが新しい現実だ」といった指摘、コスタリカの「国際法を守ろうとする動きを止められる勢力はいない」など多くの国が核兵器廃

絶へ新たな決意を語りました。

また、2012年に16カ国で始まった、核兵器の非人道性を告発し、その使用禁止と廃絶を訴える声明が159カ国の賛同で発表され、核兵器の残虐性を訴える声は再検討会議の議論の基調の一つとなっています。

オーストリア政府が主導した、核兵器を禁止する法的措置を求める「人道の誓い」への賛同は107カ国にまで広がりました。

こうした圧倒的多数の声が、核保有国を包囲し、追いつめる圧力となっていることは事実であり、この流れは今後も、押しとどめることはできません。

このような変化をうみ出す重要な力の一つが、被爆者を先頭とする日本の反核平和運動でした。

核兵器禁止条約の交渉を求めた「核兵器全面禁止のアピール」署名は日本原水協が633万6000筆余、平和市長会議が提出した110万筆と、国際的に集められた署名と合わせ、総合計800万筆の提出となりました。

署名は国際世論と政治を動かす大きな力となります。

日本国中で、原水爆禁止運動の新たな共同を発展させ、国際的な責

務を果たしていくことが求められます。

福山市も、被爆70周年の取り組みとして、核兵器廃絶署名への取り組みを全市的に進められてはいかがでしょうか。

市長の今後の決意をお示してください。

②「戦争法案」について

安倍首相は、国会会期を延長してでも「安全保障関連11法案」を成立させることをもくろみ、「海外で戦争できる国づくり」への暴走を加速しています。

これまでの国会論戦を通して、戦争法案の、憲法9条を破壊する三つの大問題が浮き彫りになってきました。

第一は、アメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで行かなかった「戦闘地域」とされてきた場所にまで行って、弾薬の補給、武器の輸送などの「後方支援」＝兵站（へいたん）を行うようになることです。

兵站は戦争の重要なかなめであり、攻撃される危険性が高く、それに応戦すれば、戦闘行為そのものとなります。

第二に、PKO法改定は、形式上「停戦合意」がされているが、なお戦乱が続いているところに、自衛隊を派兵して治安活動をさせるという内容を新たに盛り込んでいます。

こうした法改定が行われれば、国際治安支援部隊＝ISAFのような活動に自衛隊が参加することが可能になります。

ISAFは、アメリカ主導の「対テロ」掃討作戦と混然一体となり、13年間で約3500人も戦死者を出しています。

ISAFの活動そのものは昨年12月で終了していますが、それを引き継ぐ形で開始されたアフガンの治安維持部隊を支援するRS任務には、いまなお42カ国、1万3000人以上が参加しています。

この法案が成立すれば、アメリカはアフガニスタンのRS任務への自衛隊の参加を求めてくる可能性があり、ここに、憲法9条をふみにじって、自衛隊を「殺し、殺される」戦闘に参加させる、現実的な危険があります。

第三は、これまでの政府の憲法解釈を根底から覆し、日本がどこからでも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカの戦争に自衛隊が参戦し、海外での武力行使を行うことになるということです。

戦後、アメリカは、ベトナム侵略戦争、イラク侵略戦争をはじめ、国連憲章と国際法を踏みにじって、数多くの先制攻撃戦争を実行してきました。

日本政府は、これらの戦争をただの一度も「違法」として反対したことはありません。

アメリカが先制攻撃の戦争に乗り出せば、言われるままに集団的自衛権を発動することになることは、火を見るよりも明らかです。

アメリカの無法な先制攻撃の戦争への参戦にこそ集団的自衛権行使の一番の危険があります。日本を無法国家に仲間入りさせてはなりません。

戦争で真っ先に犠牲にされるのは、未来ある若者です。若者を戦場に送り、「殺し、殺される」戦闘をさせるわけには、絶対にいきません。

また、戦争法が発動されれば、自治体職員はその体制に組み込ま

れ、戦争を遂行する側に立つこととなります。

市長が、全国の市長と連動して、憲法 9 条の遵守を国に要請すること、自治体の意志として「戦争反対」を表明することを求めるものです。

ご所見をお示しください。

（２）連携中枢都市圏構想と備後圏域ビジョンについてうかがいます。

安倍政権は「地方創生」の名で、コンパクト化とネットワーク化、選択と集中をキーワードに地方「行革」推進の「集約化」をすすめているようにしています。

本年 1 月 28 日、総務省から「連携中枢都市圏構想推進要綱」が発表され、実施に移されました。

福山市はすでに 6 市 2 町と連携協約を結び、その中で中枢都市の役割を果たしますが、①圏域全体の経済成長の牽引②高次の都市機能の集積③圏域全体の生活関連機能サービスの向上の役割を果たすとされております。

中枢都市である福山市には、高度な機能が集約化されます。圏域全体の生活関連機能サービスの向上の役割を果たす一方、今後、位

置つけた事業が重点化され、その事業に数倍もの交付税が注入され、他の分野の予算が削減がされることも懸念されます。

一方、その他の参画市町においてはコンパクト化が進み、身近な住民サービスの低下で、新たな地方自治体の衰退が加速することが懸念されます。

広域連携で選択と集中政策をすすめ、合併に近い効率化効果をもたらし、それを通じて、実質的に新たな合併と道州制にすすめるのが政府の意図ではないかと批判されるところです。

これまで「平成の大合併」で自治体が広大となり、住民自治の機能が大きく後退しましたが、さらなる広域連携の弊害が起きることになるのでしょうか。ご所見をお示してください。

第2の問題は、連携中枢都市になることによって、地方交付税が2億数千万円交付され、特別交付税1億2000万円措置されることとなったそうであります。

本来、地方交付税はナショナルミニマム保障のための財政制度であって、コンパクト化とネットワーク化などの政策へ地方自治体を誘導するために利用すべきではありません。

また、連携協約でどんなまちづくりをすすめるのかは、福山市と

広域連携を締結した各自治体とが真摯に対等に話し合って、一つ一つ決めて行くべきものであり、中枢都市だからといって福山市の都市機能強化を行い、その一方で他の自治体の機能を低下させる「選択と集中政策」がすすめられてはなりません。

各市町がもつ総合的行政主体の機能を発揮し礎的自治体機能を果たすことこそが重要であります。

この点でも各市町の議会と住民の合意なしに、事業内容を決めるべきではありません。

問題点の第3は、構造改革で公共施設や自治体病院の統廃合をすすめるなどをKPI指標にもとづいて推進管理を行うこととなります。

中枢都市が広域ビジョンとしての数値目標を設定すれば、当然、広域連携協約を締結した各自治体がそれに見合う目標設定を求められます。

広域連携の枠内での小学校統廃合、公立病院改革、公共交通や道路網整備などが選択と集中の考え方で、縮小再編されていくことになります。

この施設や施策の再編が、関係市町の議会の審査や議決なしで進められることも許せません。

第4の問題点は、連携中枢都市圏構想推進要綱は、「連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結にあたっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。

特に、各市町の住民に対しては、あらかじめ、当該市町のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するもの」としています。

ところが、福山市では住民にも市議会にも予算措置や数値目標設定に当たっての十分な説明責任を果たさず、住民説明会も行なってはおりません。

十分な説明と広報を行い市議会での徹底した議論をふまえて、住民主人公で決定するべきであり、ひいては連携中枢都市制度への参画を継続するか脱退するかの再検討もするべきではありませんか。

改めて全小学校区での住民説明会を開くことを求めるものです。

以上、それぞれの問題点についての、ご所見をお示してください。

(3) 立地適正化計画について

同計画は、民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による新しいまちづくりが可能としています。

2014年8月の「都市再生特別措置法の改正」では、各基礎自治体が「生かす立地」を具体的に指定できるとしたそうであります。

地域によって「生かす立地」を自治体が指定することは、一方で「捨てられる地域」が生じることとなることを懸念するものであり、居住権や財産権を侵犯するゆゆしき問題になると思料するものです。

効率制の名の下に地域のきり捨てにつながる施策を進めるべきではありません。ご所見をお示してください。

同計画は、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能ともしっていますが、この計画で居住誘導区域から外れた区域では、生まれ育った家で一生を過ごしたいと願っても、居続けることができないなど、居住権を脅かされることを懸念するものです。

また、住居の移転に伴う様々な負担が生じることにも懸念されます。住居移転に伴う保証などは、どのようなになるのかお示してください。

仮に、誘導に従わなければ孤立してしまいます。

この、居住誘導区域などの計画決定に際して、市民意見の反映や合意形成はどのように行われるのか、方策をお示してください。

むしろ、地方自治体は、発達してきた情報網や交通網の拡充で住民がどこに住んでいても必要な医療・福祉・教育などを享受できるよう役割を発揮すべきであると思料するものですが、ご所見をお示してください。

（４）国保行政について

福山市は、今年度の国保税決定に当たり、低所得者や中間層の負担を軽減するため、１人あたりの基礎課税額８０３円、後期高齢者支援分１５５円、介護支援分１５８５円、合計２５４３円を引き下げました。

低所得層や中間的所得層の負担軽減については、評価するものです。

今年度新たに国からの国保に対する財政支援の拡充で、約 1700 億

円を投入し、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を行うとのこと
とです。

福山市における財政支援額はいくらになるのか、その財政支援は、
国保税の算定にどのように影響したのかお示してください。

また、課税限度額については基礎課税額 1 万円、後期高齢者支援
金等課税額 1 万円、介護納付金課税額 2 万円、合計 4 万円の引き上
げとなります。

限度額の引き上げによる新たな市民負担総額は約 3 8 0 0 万円と
のことです。

2 0 1 4 年度国保特別会計収支見込みでは、歳入歳出差引額で 1
1 億 7 2 4 2 億円余の黒字となります。

また、国保財政調整基金は 2 0 1 5 年度末で 4 億 9 9 0 0 万円余
が見込まれます。

限度額の引き上げに係る 3 8 0 0 万円の財源を賄って、有り余り
ます。

これらの財源を活用して、限度額の引き上げを中止するとともに、
さらなる国保税の引き下げを行うことを強く求めるものです。
ご所見をお示してください。

（５）教育行政 生徒指導規程について

「毅然とした指導」「例外なき指導」を特徴とする福山市の「生徒指導規程」は、子どもたちや学校を息苦しいものとしています。

まず、福山市が導入している「生徒指導規程」は、どのような法的根拠や文部科学省の指導方針を受けて作成されているのか、お示しください。

「生徒指導規程」は、①学校生活に関すること②校外での生活に関すること③特別な指導に関することなどを記述しています。

その内容には、規制対象が学校内外の日常的な行動に及ぶもの、下着の色までを指定するプライバシー権が尊重されていないもの、人権侵害に及ぶものなど、行き過ぎた決まりを記述している学校があります。

国連子どもの権利条約委員会は、２０１１年、一般的意見１３号「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」を出しました。

「子どもの暴力に対して国が高圧的なまたは“ゼロトレランス”の政策で臨むことは、暴力に対してさらなる暴力で応ずることにより、子どもに被害を与える懲罰的アプローチであるため、極めて破

壊的な影響をもたらす」としています。

また、すでに当委員会の2010年54会期の日本に示す総括見解で、学校での子どもの意見表明権の保障に問題があるとしています。

国連子どもの権利委員会からの勧告と、日本が批准している「子供の権利条約」に照らして、福山市の生徒指導規程に問題はないのか、ご所見をお示してください。

思春期の子どもたちの成長過程にあるが故の様々な行動に、「例外なき指導」として、児童・生徒の行動を過度に抑圧したり、規則に当てはめられるならば、子どもの心情や背景に寄り添うことができず、諦めや思考停止、盲従する子どもを育てることになりかねません。

子どもたちは「学校や先生は、話を聞いてくれない」と心を閉ざしてしまいます。

また、事細かな決まりへの忍従が反発を招き、指導を受け入れない荒れた状態を誘発することにもなりかねません。

このような学校への信頼感を欠く状態では、教育の前提が崩れ、子どもたちのすこやかな成長を育む教育機関とはなりえないのでは

ありませんか。

また、発達に課題のある子、障害のある子、L G B Tの子どもなどを規則で縛ることが適応障害などの 2 次障害を引き起こすことが懸念されます。

これまで、わが党は子どもの権利条約や人権の保障に抵触する行き過ぎを改めること、「困っている子」「困らせる子」たちの心に寄り添い、成長・発達を保障するために、必要・最小限の「学校の決まり」に改めるよう強く求めてきました。

今年度、どのような見直し指導を行なったのか、経過と現状をお示しください。

② 中学生の逮捕問題について

福山市教育委員会は、生徒指導について、積極的に警察との連携を打ち出しています。

福山市の生徒逮捕人数は、2012年度20人、2013年度28人、2014年度19人ですが、本年度、今日までの実態についてお示しください。

福山市の中学生の逮捕について、「対教師暴力」は「現行犯」逮

捕するとして、学校にパトカーが乗り付ける事態が起きています。

このような懲罰主義を当てはめることにより、問題行動を教育の機会としてとらえ、教師集団が生徒の成長、発達を促すことが阻害されてしまうのではありませんか。

クラス集団が問題行動を起こす生徒と共に、問題を解決し共に成長する機会とすることを奪うのではありませんか。

学校における中学生の逮捕は、その子の人生を大きく左右する重大な問題です。生徒を逮捕するか、どうかの判断は、どのように行われているのか、プロセスについてご説明ください。また、判断マニュアルがあれば、お示しください。

さらに、子どもや保護者の釈明権の保障や、逮捕時及びその後に、学校は生徒の権利擁護のためにどのような手立てをとっているのかご説明ください。